

## [事案 22 - 29] 配当金請求

・平成 22 年 8 月 31 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

満期時受取額が想定していた金額より少なかったとして、想定していた金額の支払いを求め申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

昭和 50 年に加入した養老保険が平成 17 年に満期を迎え、満期保険金、積立配当金(特別配当含む)を受け取ったが、その金額は想定していた金額より少なかった。下記理由により、少なくなった差額を支払って欲しい。

- (1) 生命保険会社は、保険料の名目で資金を調達し、保険料は責任準備金として満期保険金の支払いに備え積み立てられており、責任準備金の性質は、銀行の預金と同様で、保険契約は消費寄託(民法 666 条)であり、責任準備金の一部が未払いである。(ただし、申立人が支払われていないと主張する責任準備金額の算出根拠は明らかではない)。
- (2) 申立契約時に、保険会社は、保険料を予定利率で運用することを約束しており、利息が未払いである。

### < 保険会社の主張 >

当社としては、申立人に対し、本件契約の約款に従って契約内容どおりの満期保険金および積立配当金(買増保険金含む)を支払っており、他に何ら債務は残存せず、また、債務不履行や不法行為に該当する行為もなく、申立人の申し出に応ずることは出来ない。

- (1) 生命保険の仕組みにおいては、毎年決算時に 1 年間の実績が判明した際に、3 つの予定率と実績との差によって生じる損益を集計した結果、利益が生じた場合には配当金を支払うが、逆に利益が生じなかった場合は配当金を支払うことができないため、配当金の支払いについては、商品パンフレットおよび見積書にも記載しているように、毎年必ず支払うことを約束したものである。
- (2) 本件契約では、4.50%の予定利率を設定しており、平成 6 年以降は予定利率を上回ることができなかったこともあり、利益が発生しなかったことから、配当金を支払うことができなかった。
- (3) 申立人が支払いを主張する金額の根拠は、平成 7 年度の運用実績を元に算出された予想金額から、当社が申立人に対し既に払っている満期保険金と積立配当金を引いた額であると推察するが、あくまで将来を予測したものであり、支払いを確約した金額ではない。平成 6 年度以降の運用実績が芳しくなかったことなどから、配当金を支払うことができず、申立人の主張される額より少なくなった次第である。
- (4) 本件契約は平成 17 年 8 月に満期を迎えたが、その際に本件契約の約款に基づき、満期保険金と積立配当金(特別配当含む)の合計金額を支払ったことで、本件契約は消滅している。
- (5) なお本件契約は、申立人の主張するような消費貸借契約もしくは消費寄託契約ではなく、商法第 673 条に規定された「生命保険契約」である。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 4 4 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 消費寄託とは、受寄者が目的物を消費し、同種・同等・同量の物を返還することを約して成立する契約であり、申立人が主張するように、申立契約が消費寄託であれば、相手方は申立人が支払った保険料と同額を返還することを約していることになる。しかし、申立契約の満期時受取金は、確定金額の満期保険金と金額が確定していない配当金とされており、既払保険料と同額を返還する契約ではないので、申立契約が消費寄託でないことは明らかである。  
よって、責任準備金の一部未払いの申立人の主張を認めることはできない。
- (2) 申立人の主張は、予定利率による運用の約束がなされており、それに基づく利息を請求するものと理解するが、満期保険金額は、払い込まれた保険料から事務経費等を差し引いたのち、満期保険金の支払いに充てるため責任準備金として積み立てられたものを予定利率で満期まで運用した金額であり、予定利率相当の利息分は満期保険金に含まれている。また、予定利率を上回る運用益が生じた場合には配当金として支払われる。  
よって、利息の未払いの申立人の主張を認めることはできない。
- (3) 申立人の想定金額と実際に支払われる金額が乖離していることにより、申立人の老後の生活設計に支障が生じることはよく理解できるが、その主たる原因は、いわゆるバブル経済の崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態を生じており、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。